

日本ヒートアイランド学会 論文集投稿規定

平成 19 年 6 月 1 日 制定
平成 21 年 8 月 1 日 改訂
平成 26 年 10 月 1 日 改訂
平成 27 年 4 月 11 日 改訂
平成 30 年 4 月 21 日 改定
令和 2 年 9 月 1 日改定
令和 3 年 2 月 20 日改定
令和 7 年 3 月 31 日改定

「日本ヒートアイランド学会論文集 (Journal of Heat Island Institute International)」は、日本ヒートアイランド学会が発行する論文集で、ヒートアイランドに関連した学術論文、技術報告を掲載する。原則、Web Journal として刊行する。会員は、以下の規定に従って投稿することができる。

1. 投稿の手続き

- 1.1 投稿者は別に定める執筆要領に従って、文書作成ソフトウェアで原稿を作成する。
- 1.2 著者は原稿の控えを手許に保存しなければならない。これは著者校正のためにも必要である。
- 1.3 原稿は、原則として電子投稿によるものとし、PDF ファイルを提出する。紙面投稿の場合は 3 部を提出する。
- 1.4 掲載決定後、著者自身の責任で原稿を完成させて提出しなければならない。完成した原稿は、原則として電子投稿によるものとし、PDF ファイルを提出する。紙面投稿の場合は 1 部を提出する。

2. 投稿の種類と定義

投稿は、次に示す記事の種類を原稿表紙に示さなければならない。記事の種類は、学術論文、技術報告とする。

- 2.1 学術論文：ヒートアイランドに関連した諸部門の記述で、独創性、信頼性があり、学術的価値あるいは産業上有用性のある完結した内容の原著論文であること。原則として本会以外の刊行物に未投稿のものであって、文書作成ソフトウェアで作成されたもの。本文の他に 150 語以内の英文概要とキーワードを含む。
- 2.2 技術報告：ヒートアイランドに関連した諸分野の特定の事項に関する調査結果あるいは試験結果、解析などの記述であって、信頼性があり、学術上あるいは産業上有用性のある完結した内容のものであること。文書作成要領は研究論文に準ずる。

3. 原稿の取扱い

- 3.1 投稿された学術論文および技術報告の原稿につい

ては、校閲委員の意見に基づいて学術委員会が採否を決定する。但し、校閲委員の氏名は公表しない。

- 3.2 学術委員会は、著者に対し記事の種類の変更を求める場合がある。
- 3.3 学術委員会は、著者に対し原稿の修正を求める場合がある。
- 3.4 採用した原稿の記述に、一般的でない用語、文字、かな使いを含むときは、学術委員会が添削して表現を整えることがある。
- 3.5 著者校正は、原則として初校正の 1 回とする。
なお、この時点では、記載ミス以外の字句の修正、あるいは原稿になかった字句の挿入は認めない。
- 3.6 提出された原稿は原則として返却しない。但し、著者からあらかじめ申し出があれば返却する。

4. 著作権

学会誌に掲載された記事の著作権は日本ヒートアイランド学会が所有する。

5. 投稿資格と掲載料

著者のうち 1 名は本学会会員である必要がある。掲載料は、団体会員、アカデミック会員が著者の中に含まれている場合は、無料とする。それ以外の場合については、掲載料は一般会員 30,000 円、学生会員 20,000 円とする。

6. その他

論文集に掲載された論文は、全国大会時に発行予定の学会誌に転載する場合がある。